平成２９年（フ）第１６７号
静岡県浜松市中区高丘西３丁目26番30号トーカンマンション高丘505
破産者　水谷　進也
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３号
兵庫県篠山市郡家856番地３、前住所兵庫県丹波市山南町小新屋577番地22
破産者　本田　陽康
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第２２号
高知県高岡郡越知町片岡2838番地
破産者　藤田　福雄
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第６８号
岩手県奥州市前沢区生母字天王１番地
破産者　千田　宗男
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第３３号
兵庫県豊岡市日高町上郷45番地の１　市営上郷住宅５号室
破産者　為則　義幸
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
埼玉県行田市忍１丁目４番５号　ハウス・コーネル103、旧住所埼玉県行田市谷郷１丁目15番11号
破産者　吉岡工務店こと　吉岡　健次
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１２０号
埼玉県深谷市東方町１丁目１番地９　アーバンスクウェアＡ―202号
破産者　今井　英夫
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２１２号
相模原市緑区東橋本３丁目７番23号　エクセル東橋本Ａ102
破産者　安達　　勉
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２３２号
相模原市中央区相模原３丁目５番７―1103号
破産者　南保　祐心
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第７３６号
北九州市八幡西区穴生１丁目15番25―502号
破産者　中村　和紀
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１７４号
北九州市小倉南区北方２丁目１番７―601号
破産者　植田　　均
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２１４号
北九州市八幡東区茶屋町11番14―401号
破産者　古殿　照代
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３１１号
北九州市若松区古前２丁目21番８号、住民票上の住所北九州市八幡西区本城３丁目５番10号（ハイアイランド本城202号室）
破産者　立花　　正
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３１３号
北九州市小倉南区長尾６丁目13番16号
破産者　掛橋　義一
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１１７号
長崎県長崎市小ケ倉町１丁目231番地１、旧住所福岡県福岡市西区石丸１丁目７番１―203号
破産者　舛角　　涼
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
大分市緑が丘２丁目３番６号
破産者　森　　幹雄
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７１４号
仙台市宮城野区新田２丁目７番48号　第２日栄アパート11
破産者　角巻　忠義
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
仙台市太白区袋原字堰場39番地の４　スクエアメゾンカストル103、従前の住所仙台市太白区長町４丁目１番33号　タウルス102
破産者　八木沼敏和
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３１１号
宮城県黒川郡大和町吉岡字古館140番地の16、従前の住所宮城県塩竈市舟入２丁目２番６号
破産者　佐藤　雅彦
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係